

	1	2	3	4	5	6	7	8	変更許可申請書	備考
	建築物の新築、増築、改築又は移転	その他の工作物の新築、増築、改築又は移転	建築物等の色彩の変更	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	水面の埋立て又は開拓	木竹の伐採	土石の類の採取	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
↓グレー着色の箇所は吹田市指定の様式です (HPからも入手可)										
風致地区内行為許可申請書 (2部提出)	○	○	○	○	○	○	○	○		副本は複写可
風致地区内行為変更許可申請書 (2部提出)									○	副本は複写可
許可通知書(市長印)、許可申請書(副本の内表紙のみ)の写し									○	副本は複写可
委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	副本は複写可
説明書の種類	行為の種別に応じて、該当分をすべて添付									
建築物説明書 (様式第2号その1)	○								該当する説明書の変更後を添付	
工作物説明書 ※1 (様式第2号その2)		○								給湯器も必要です
建築物等の色彩の変更説明書 (様式第2号その3)			○							
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更説明書 (様式第2号その4)				○						
水面の埋立又は干拓説明書 (様式第2号その5)					○					
木竹の伐採説明書 (様式第2号その6)						○				
土石の類の採取説明書 (様式第2号その7)							○			
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積説明書 (様式第2号その8)								○		
付近見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	変更後の図面のみ添付	
敷地求積図	○	○		○				○		
現況図 ※2				○	○	○	○	○		着色のこと
平面計画図 ※3 ※4				○	○			○		着色のこと
断面図 ※3				○				○		
配置図	○	○	○							
各階平面図	○	○								各求積図添付
立面図	○	○	○							全面、着色のこと
構造図		○								工作物のみ適用
敷地断面図	○	○								2面以上
植栽計画図 ※5	○	○		○	○	○	○	○		
誓約書				○						
その他必要な図書	必要に応じて									カタログなど

- ※1 複数の工作物がある場合(擁壁と給湯器など)は、工作物の種類ごとに一枚ずつ説明書を作成してください。
- ※2 既存樹は橙色、移植樹は青色、伐採樹は赤色で着色。
- ※3 切土は黄色、盛土は赤色で着色。
- ※4 別途、切盛の平面求積図、土量計算書が必要です。
- ※5 新植樹は緑色、既存樹は橙色、移植樹は青色で着色のこと。別途、緑化計算書及び基準植栽密度算定式が必要です。

※ 「既存狭小住宅の建替え」の許可申請時における必要図書は、施行要領のP.22を参照ください。  
 ※ 終了、廃止、中止届の添付リストは裏面を参照ください。

- 1.工事が終了した場合 ⇒ 終了届  
 2.工事を途中でやめる場合 ⇒ 廃止届  
 (未着手を含む)  
 3.新たに許可を取り直す場合  
 (大阪府条例で許可受けたもの ⇒ 中止届+新規許可申請  
 (吹田市条例で許可受けたもの ⇒ 変更許可申請 (添付資料一覧表1をご覧ください))

## 終了届

	正本	副本 ※1
風致地区内行為 ( <u>終了</u> ・ <del>廃止</del> ・ <del>中止</del> )届	原本	コピー可
委任状 ※2	原本	コピー可
現地の写真、写真位置図	カラーで提出	コピー可

## 廃止届 ※3

	正本	副本 ※1
風致地区内行為 ( <del>終了</del> ・ <u>廃止</u> ・ <del>中止</del> )届	原本	コピー可
許可書(市長印押印) ※5	原本	コピー可
委任状 ※2	原本	コピー可
現地の写真、写真位置図	カラーで提出	コピー可
風致地区内行為許可申請書 (当初の副本)	申請書の鑑のみコピー	副本全て添付 ※6

## 中止届 ※4

	正本	副本 ※1
風致地区内行為 ( <del>終了</del> ・ <del>廃止</del> ・ <u>中止</u> )届	原本	コピー可
許可書(市長印押印) ※5	原本	コピー可
委任状 ※2	原本	コピー可
風致地区内行為許可申請書 (当初の副本)	申請書の鑑のみコピー	副本全て添付 ※6

- ※1 受理後副本は返却いたします。また、書類受理には数日要します。  
 ※2 当初の委任状に「終了届」、「廃止届」、「中止届」の委任の明記がある場合は不要です。  
 ※3 工事途中で廃止する場合は、現状復旧の上廃止届出をすること。  
 ※4 設計変更に伴う許可の再申請の場合は新規申請と同時に手続きをすること。  
 その際、中止届の受理と許可は同日付で処理します。  
 ※5 許可原本は引上げますので、必要な場合はあらかじめコピーを取っておいてください。  
 ※6 副本全て添付が困難な場合(現地で必要とする等)は、鑑のみコピーで可。

なお、再申請の場合の工事期間の開始欄は、「許可後」と記入してよい。